

令和4年第12回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月9日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 16名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

9番 一戸 孝志

11番 佐藤 敬道

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第69号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第70号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第71号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第72号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第73号	空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について
議案第74号	不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
報告第22号	農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

事務局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	小寺 昭直
-----	-------

農林政策課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 1 3 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 16 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、10 番 工藤昇委員、12 番阿部喜代志委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林政策課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与

(報告)

令和4年11月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、三浦 大推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業3件、あおもり農業支援センター事業9件を適正に処理したことを報告いたします。

令和4年11月22日午前9時30分から、小野列子委員、松本浩幸推進委員、鳴海博隆推進委員で五所川原太刀打地区の登記官照会1件。

同日、午前10時から、白戸裕丈委員、高橋誉一推進委員、福士浩樹推進委員で五所川原広田地区の登記官照会1件。

令和4年11月30日午前9時30分から、金谷広大委員、阿部喜代志委員、今 茂推進委員で五所川原前田野目地区の登記官照会1件。

令和4年11月29日午前9時から、小林達英委員、櫛引富士太郎推進委員で金木地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第69号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

1ページをご覧ください。

議案第69号「農地法第3条第1項の規定に基づく農

業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転9件、無償所有権移転3件です。2ページをご覧ください。

- 1 番 大字長富字竹崎ほか、田7筆、合計19,940㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額7,178,400円の有償移転です。
- 2 番 相内桂川、田1筆、11,827㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額4,800,000円の有償移転です。
- 3 番 相内実取、田3筆、合計10,291㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額4,120,000円の有償移転です。
- 4 番 大字川山字森内、田1筆、1,063㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額250,000円の有償移転です。
- 5 番 大字鶴ヶ岡字福田、田1筆、2,121㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額480,000円の有償移転です。
- 6 番 大字中泉字松枝、田16筆、合計11,936㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額826,310円の有償移転です。

- 7 番 磯松山の井、田 1 筆、2, 237 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 600,000 円の有償移転です。
- 8 番 十三土佐、田 1 筆、1, 971 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 9 番 相内赤坂、畑 1 筆、171 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 70,000 円の有償移転です。
- 10 番 大字藻川字善津袋、田 1 筆、1, 454 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 11 番 大字高瀬字二見、田 1 筆、1, 902 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 12 番 金木町喜良市坂本、田 3 筆、畑 2 筆、合計 11,191 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への一括贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第 69 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第69号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第70号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 8ページをご覧ください。

議案第70号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

9ページをご覧ください。

1番 金木町朝日山、畑2筆、合計608㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は駐車場です。

申請地は、金木総合支所から西へ約300mに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設に連たんしている農地であるため第3種農地と判断されます。

申請人は、飲食業を営んでおり、現在、借地分の駐車場を譲ってほしいと相談したが譲る事は出来ないとのことで、観光客及び宴会時の駐車スペースを確保するため、希望の土地を探したところ店舗から近く防犯面でも都合が良いため、今回の申請に至りました。申請地は宅地に囲まれ、市道沿いに面しており、敷地に砂利を敷き雨水は自然浸透させ土砂の流出を防ぎます。土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、10ページをご覧ください。

議 長 議案第70号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第70号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議 長 つづきまして議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 11ページをご覧ください。
議案第71号、農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定57件、所有権移転9件です。

12ページ、番号1番から39ページ57番までの利用権設定57件については皆様のお手元にお配りしてあります。農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

40ページ、番号1番から44ページ9番までの所有権移転につきましては、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第71号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第71号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第72号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 45ページをご覧ください。

議案第72号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数3件。

1番 農地の所在は、大字太刀打字早蕨、田2筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。

2番 農地の所在は、大字広田字榊森、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

3番 農地の所在は、大字前田野目字桜ヶ峰、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第72号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第72号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第73号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 46ページをご覧ください。

議案第73号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の解除について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除するため審議を求めるものです。

解除件数1件です。

農地の所在は大字沖飯詰字男鹿、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡に五所川原北地区を指定しましたが、令和4年11月10日、農地法第3条許可申請書の提出があり承認されたので、解除するものです。

議 長 議案第73号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第73号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第74号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を、議題といたします。

参与より説明をお願いします

参 与 47ページをご覧ください。

議案第74号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」、不動産取得税徴収猶予の適用を受けている下記の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

48ページの16件について特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから不動産取得税の徴収猶予を引き続き受けれる者と判断されます。

議 長 議案第74号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第74号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第69号から議案第74号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。